このリーフレットは
スマホでも
確認できます。

これから働く皆さんへ（正社員・アルバイト）

知っておくと安心！
働くあなたを守るルール

あらかじめ聞いていた
労働条件と違う！
どうすればいい？

会社から
最低限支払われる
賃金はいくら？

休暇を取るとき、
理由の説明は
いる？いらない？

進学を目指す人も
働く際のルールを
早めに知っておこう！

社会人として
知っておいた方が
だんぜん安心！

GIFU 岐阜県

Q1 「見習い期間は時給500円から」ってあり?

NO! 「最低賃金」が定められています。

A 会社は、都道府県ごとに定められた金額(最低賃金)以上の賃金を支払わなければなりません。
岐阜県の地域別最低賃金(時間額)は、
令和6年10月1日より時間額1,001円です(毎年改定されます)。

※特定の産業について、必要と認められる場合に設定される特定最低賃金もあります。
(岐阜県では現在3業種の特定最低賃金があります。)

最低賃金について詳しく知りたい場合はコチラ→「必ずチェック 最低賃金」

◆自分の賃金と最低賃金を比較してみよう!

1 時間給の場合	時間給 円	≧	最低賃金額(時間額) 1,001円					
2 日給の場合	日　給 円	÷	1日の平均所定労働時間 時間	=	時間額 円	≧	最低賃金額(時間額) 1,001円
3 月給の場合	月　給 円	÷	1か月の平均所定労働時間 時間	=	時間額 円	≧	最低賃金額(時間額) 1,001円

※くわしい計算方法等を知りたい場合は、労働基準監督署へ問い合わせてください。
※自分の賃金が最低賃金よりも低い場合は、労働基準監督署へ相談してください。

◆労働基準監督署　問い合わせ先

厚生労働省 岐阜労働局 労働基準監督署	岐　阜	058-247-2368	大　垣	0584-78-5184
	高　山	0577-32-1180	多治見	0572-88-8001
	関	0575-22-3251	恵　那	0573-26-2175
	岐阜八幡	0575-65-2101		

Q2 面接で家族の職業を聞かれたけど、答えなければならないの?

NO! 答える必要はありません。

A 本籍・家族の職業・思想信条など、本人の適性や能力に関係のない質問には、答える必要はありません。

日本国憲法では、全ての人に「職業選択の自由」を保障しており、会社にも、「採用の自由」は認められていますが、応募者の基本的人権を侵してまで認められているわけではありません。
(日本国憲法第14条、第22条)

Q3 毎晩のように残業を命じられ、働いたのに「今月は赤字だから残業代は払えない」ってあり?

NO! 残業代の支払いは「会社の義務」です。

A 会社は、法定労働時間を超えて働かせた場合、残業代(割増賃金)を支払う義務があります。

採用時に決まった勤務時間(所定労働時間)を超えた時間の労働に対しては原則として時間給を、法律で定められた時間(法定労働時間)を超えた労働には、時間給に25%以上割増しして残業代を払う必要があります。(労働基準法第37条)

【法定労働時間】(労働基準法第32条)
1日の労働時間＝8時間以内
1週間の労働時間＝40時間以内※休憩時間を除く

【休日】(労働基準法第35条)
毎週少なくとも1回あるいは4週間を通じて4日以上

Q4 突然、「明日から来なくていい」って、こんなのあり?

NO! 会社がいつでも自由に解雇することはできません。

A 会社の都合で、正当な理由もなく、いつでも自由に解雇することはできません。
少なくとも30日前までに解雇予告を行うか、30日分以上の平均賃金を支払う必要があります。

- 解雇に客観的に合理的な理由があり、その解雇が社会通念上相当であると認められるものでなければなりません。どのような場合に解雇できるかは、就業規則に記載されるのが通例です。
- 解雇の予告をされたら、会社に解雇理由について証明書を請求し、不当な理由と考える場合は、裏面の相談窓口に相談しましょう。(労働基準法第22条)

■会社から退職を勧められた…

●会社が労働者に退職するよう勧めることを「退職勧奨」と言います。
●労働者が応じれば退職となりますが、退職したくない場合は応じる必要はありません。
労働者が拒否しているにも関わらず、執拗に退職を迫ることはできません。

Q5 割った皿の弁償といって給与から差し引くのってあり?

NO! 法律で禁止されています。

A 給与(賃金)は、全額支払う必要があり、一方的に損害金額を給与から差し引くのは法律で禁止されています。

【賃金の支払われ方】(労働基準法第24条)
会社は、①労働者本人に、②現金で(本人の同意があれば銀行振込み等も可)、③全額を(税金、社会保険料等の控除は可)、④毎月1回以上、⑤一定の期日を定めて支払わなければなりません。

労働者に過失がある場合、損害金を求められる可能性がありますが、必ずしも全額を賠償しなければならないわけではありません。

Q6 仕事中に自分の不注意でケガをしたら治療費は自己負担?

➡NO! 自分で支払う必要はありません。

A 仕事が原因のケガには労災保険が適用され、自分で負担する必要はありません。

労災保険は、仕事や通勤中のケガ、病気、障害、死亡等に対し、国が給付を行う制度で、保険料は会社が全額負担します。アルバイトも含め全ての労働者が対象となります。

▶▶ 詳しくは、労働基準監督署へ

【その他の保険制度】

「雇用保険」	労働者が失業した場合などに、生活や雇用の安定、就職の促進のために「失業等給付」が支給される保険制度。 ▶▶ 詳しくは、ハローワークへ
「健康保険・厚生年金保険」	労働者や家族の病気やケガ、出産や死亡などに際し、必要な医療給付や手当金が支給される健康保険制度や、労働者が高齢になったり、ケガや病気で身体に障がいが残った場合などに備えた厚生年金保険制度などがあります。

Q7 有給休暇を取りたいと申し出たら「理由次第だ」と言われたけど、そうなの?

➡NO! 希望した日に取ることができます。

A 理由を問われることなく、希望した日に取ることができます。
ただし、その日に休暇を与えることで仕事の正常な運営に支障をきたすとして、日にちの変更を求められることはあります。

【年次有給休暇制度】（労働基準法第39条）

条　　件：半年以上継続して働き、全労働日の8割以上の出勤
付与日数：10日（以降1年ごとに取れる日数は増える）※週5日以上勤務の場合

【参考:子育てや介護の休業制度もあります】

- 妊娠・出産（労働基準法第65条）
  - 出産前6週間（双子以上の場合は14週間）は休業できます。会社は、原則として出産後8週間は就業させてはいけません。
- 育児（育児介護休業法第5条～第9条）
  - 原則として、子どもが1歳（一定の条件を満たした場合は2歳）になるまで育児休業を取得できます。→男女とも可能
- 介護（育児介護休業法第11条～第15条）
  - 対象家族一人につき、3回まで通算93日間休業を取得できます。

豆知識

働くあなたが守るべきルール

このリーフレットでは、働く人のために会社が守らなければならないことを説明していますが、一方で、働く人も一定のルールを守らなくてはなりません。

- □ 遅刻をしない
- □ 勤務中に無断で職場を離れない
- □ 勤務時間内は上司に従って誠実に職務を遂行しなければならない
- □ 会社の備品を無断で持ち出さない
- □ 会社の秘密を外部に漏らさない

等々

正当な理由もないのに
こうしたルールを守らないと…

- □ 減給（げんきゅう）(給料を減額する処分)
- □ 懲戒解雇（ちょうかいかいこ）(一方的に会社を辞めさせる処分)

等々の罰（懲戒処分）を受けることがあります。
また、状況によっては損害賠償を請求されることがあります。

★☆ 働くときのルール チェックリスト ☆★

正社員・アルバイトにかかわらず、働きはじめる前に必ず確認しましょう。

会社は、労働契約を結ぶときに決めた雇用期間や賃金など、特に重要な条件を書面等(労働条件通知書)で労働者に明示する義務があります。(労働基準法第15条)

- □ **契約期間** 期間の定めがあるのか。
  ※期間が決まっている場合は更新の有無や更新の条件
- □ **就業場所** どこで働くのか。
- □ **業務内容** どんな仕事か。
- □ **労働時間等** 勤務時間、休憩時間、休日や休暇はどうなっているか。
- □ **賃金** いつ、どういう方法で、いくら支払われるのか。
- □ **退職・解雇** 辞める時や辞めさせられる時の決まりはどうなっているのか。

■「就業規則」を知っていますか？

- その会社の勤務時間、休憩時間、休暇、賃金、退職金、懲戒（制裁）などの細かな決まりを定めたもので、常時10人以上の従業員がいる場合、作成する義務があります。
  （労働基準法第89条）
- 従業員であれば誰でも見ることができるので、何か気になることがあれば確認しましょう。
  （労働基準法第106条）

何かおかしい…と感じたら

- 疑問があれば、会社の言うことを鵜呑みにしないで、ネットや書籍で調べてみよう。
- 証拠（メール等）や記録（いつ、どこで、だれが、何を、どのように）を残しておこう。
- 困ったら、すぐに相談しよう。

◆ひとまず相談したい

平日	岐阜県労働雇用課労働相談窓口	058-272-8399
	厚生労働省岐阜労働局雇用環境・均等室 総合労働相談コーナー（※各労働基準監督署内にもあります）	058-245-8124
平日夜間・土日	労働条件相談ほっとライン（厚生労働省） 月～金　：午後5時～午後10時 土・日・祝日：午前9時～午後9時　※12月29日～1月3日を除く	0120-811-610

◆賃金未払いなど、会社の法令違反を相談したい

厚生労働省岐阜労働局 労働基準監督署	岐阜	058-247-2368	大垣	0584-78-5184
	高山	0577-32-1180	多治見	0572-88-8001
	関	0575-22-3251	恵那	0573-26-2175
	岐阜八幡	0575-65-2101		

◆労働組合への相談

- 労働組合とは、賃金など労働条件の維持・改善を主な目的として、労働者が自主的に作る団体で、会社と対等な立場で交渉します。（憲法で、労働者が労働組合を結成する権利、交渉する権利、要求を実現するために団体で行動する権利を保障されています。）
- 仕事や職場の悩みごとを、こちらに相談する方法もあります。

仕事を探したいとき

◆就職の悩み相談や仕事の適性等のカウンセリングにより就職まで一貫してサポート

岐阜県総合人材チャレンジセンター （岐阜県中小企業総合人材確保センター内）	058-278-1149	岐阜県シンクタンク庁舎2F
	058-214-3081	JR岐阜駅隣接　アクティブG2F
岐阜わかもの支援コーナー	058-264-7556	JR岐阜駅北口前 岐阜スカイウイング37　東棟2F
岐阜新卒応援ハローワーク	058-264-7550	

◆職業紹介や退職後の失業給付、職業訓練の相談

ハローワーク （公共職業安定所）	岐阜	058-247-3211	大垣	0584-73-8609
	揖斐	0585-22-0149	多治見	0572-22-3381
	高山	0577-32-1144	恵那	0573-26-1341
	関	0575-22-3223	岐阜八幡	0575-65-3108
	美濃加茂	0574-25-2178	中津川	0573-66-1337

労働法のことを、もっと詳しく知りたい人は、こちら→
厚生労働省ポータルサイト「確かめよう　労働条件」

こちらもわかりやすいよ!
「これってあり?～まんが 知って役立つ労働法Q&A～」

岐阜県商工労働部労働雇用課（058-272-1111）

2024年11月発行